

四半期報告書

(第113期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日



TDK株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	6
3 財政状態及び経営成績の分析	7

第3 設備の状況 9

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(5) 大株主の状況	23
(6) 議決権の状況	25

2 株価の推移 26

3 役員の状況 27

第5 経理の状況 28

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	29
(2) 四半期連結損益計算書	31
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	33

2 その他 39

第二部 提出会社の保証会社等の情報 40

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第113期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	T D K株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 当第2四半期連結 累計期間	第113期 当第2四半期連結 会計期間	第112期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（百万円）	396,537	205,914	866,285
税引前四半期（当期）純利益（百万円）	14,826	9,249	91,505
四半期（当期）純利益（百万円）	11,868	7,422	71,461
株主資本（百万円）	—	728,189	716,577
総資産額（百万円）	—	1,063,295	935,533
1株当たり株主資本（円）	—	5,645.77	5,556.77
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	92.02	57.55	551.72
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	91.97	57.51	551.19
株主資本比率（％）	—	68.5	76.6
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	45,841	—	119,413
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△142,859	—	△157,747
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	99,376	—	△60,086
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 （百万円）	—	173,617	166,105
従業員数（人）	—	65,243	60,212

（注）1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に認められた企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本比率は、米国会計基準に基づき株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率にそれぞれ置き換えております。

2【事業の内容】

当社は米国基準によって連結財務諸表を作成しており、当該連結財務諸表を基に、関係会社については米国基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様であります。

平成20年9月30日現在、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、TDK株式会社（当社）及び子会社93社、関連会社8社により構成されており、事業は電子素材部品及び記録メディア製品の製造と販売を営んでおります。

当第2四半期連結会計期間における、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、各事業に係る主要な関係会社の異動は概ね次のとおりであります。

（電子素材部品）

EPCOS AG を持分法適用関連会社としております。

（記録メディア製品）

主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載のとおり、当第2四半期連結会計期間において、次の1社が当社の持分法適用関連会社となりました。

平成20年9月30日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) EPCOS AG	Munich, Germany	EURO 65,317,000	電子素材部品	44.9 (6.4)	—

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	65,243
----------	--------

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (人)	5,446
----------	-------

- (注) 従業員数は、就業人員を表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における電子素材部品事業の生産実績は、下表のとおりであります。

製品区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
電子材料 (百万円)	45,310
電子デバイス (百万円)	53,758
記録デバイス (百万円)	78,730
その他電子部品 (百万円)	28,634
電子素材部品 計 (百万円)	206,432
合計 (百万円)	206,432

- (注) 1. 金額は販売価格により算出しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 全セグメントの売上高の合計額、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超となったため、記録メディア製品部門に係る記載を省略しております。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における電子素材部品事業の受注状況は、下表のとおりであります。

区分	受注高 (百万円)	平成20年9月30日 現在の受注残高 (百万円)
電子素材部品	213,058	93,674

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における電子素材部品事業の販売実績は、下表のとおりであります。

製品区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
電子材料 (百万円)	46,517
電子デバイス (百万円)	50,053
記録デバイス (百万円)	77,624
その他電子部品 (百万円)	25,281
電子素材部品 計 (百万円)	199,475
合計 (百万円)	199,475

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 全セグメントの売上高の合計額、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超となったため、記録メディア製品部門に係る記載を省略しております。
3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、下表のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合
Samsung Electronics H.K. Co., Ltd.	20,857	10.1%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

EPCOS AG との事業統合契約

当社は、平成20年7月31日付でEPCOS AG（本社ドイツ）との間で事業統合契約を締結し、本契約に基づき平成20年8月25日より同社株式の公開買付を開始しました。

なお、当第2四半期連結会計期間後に生じた重要な事象については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の「（注7）重要な後発事象」に記載しております。

①事業統合の目的

当社とEPCOS AG は、これまで同じ電子部品事業を営んできている中、製品分野及びマーケットにおける重複部分がほとんど無く互いに補完する関係にあるため、EPCOS AG とパートナーシップを結ぶことで強力なシナジーを獲得することを事業統合の目的としております。

②事業統合契約の骨子

(A) 契約相手： EPCOS AG

(B) 契約締結日： 平成20年7月31日

(C) 契約主要条件

(a) 公開買付の実施

- 対象： EPCOS AG の発行済普通株式
- 買付価格： 17.85 ユーロ/株

(b) EPCOS AG の経営陣による公開買付に対する支持の表明

(c) 電子部品事業の分割

- 前提条件： 公開買付の成功並びに当社取締役会及び株主総会における承認

(d) 当社からEPCOS AG の監査役会への役員の派遣

- 前提条件： 公開買付の成功
- 公開買付完了後、電子部品事業分割完了前まで： 2名派遣
- 電子部品事業分割完了後： 3名派遣

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当社の連結業績に影響を与えるエレクトロニクス市場においては、特に薄型テレビ、ゲーム機、ノート型パーソナルコンピュータ、ハードディスクドライブ(以下、HDD)及び携帯電話の生産が前年同期に比べて増加しました。しかし、薄型テレビや携帯電話に例を取りますと、先進国を中心に高い機能を有する最終製品の需要が鈍化しております。これら高機能製品の生産が電子部品の需要を牽引していたため、その生産低迷により電子部品の需要もまた鈍化しました。さらに、電子部品の需給環境が悪化したことにより価格下落が進みました。

このような事業環境のなか、当社グループの当第2四半期連結会計期間の連結業績は、売上高205,914百万円(前年同期226,389百万円、前年同期比9.0%減)、営業利益8,988百万円(前年同期31,016百万円、前年同期比71.0%減)、税引前四半期純利益9,249百万円(前年同期28,181百万円、前年同期比67.2%減)、四半期純利益7,422百万円(前年同期18,604百万円、前年同期比60.1%減)、1株当たり四半期純利益金額57円55銭(前年同期144円9銭)となりました。

当社グループは、事業を電子素材部品部門と記録メディア製品部門の2つに区分しております。

電子素材部品部門は、①電子材料 ②電子デバイス ③記録デバイス ④その他電子部品 の4つの製品区分で構成されます。当部門の売上概況を製品区分別にみますと、次のとおりです。

電子材料製品区分は「コンデンサ」、「フェライトコア及びマグネット」の2つで構成されます。

当製品区分の当第2四半期連結会計期間における売上高は、46,517百万円(前年同期53,063百万円、前年同期比12.3%減)となりました。

コンデンサの売上高は、前年同期と比較して減少しました。主要品目である積層セラミックチップコンデンサは、特にパーソナルコンピュータ(以下、PC)、AV/ゲーム機向けで販売が減少し、価格下落及び米ドルに対する円高の影響を受けたことが減収の要因です。

フェライトコア及びマグネットの売上高は、前年同期と比較して増加しました。マグネットの増収が、フェライトコアの減収を補いました。

電子デバイス製品区分は「インダクティブ・デバイス」、「高周波部品」及び「その他」の3つで構成されます。

当製品区分の当第2四半期連結会計期間における売上高は、50,053百万円(前年同期54,455百万円、前年同期比8.1%減)となりました。

インダクティブ・デバイスの売上高は、前年同期と比較して減少しました。特に自動車市場向けで信号系コイルの販売が減少したことが主な要因です。

高周波部品の売上高は、前年同期と比較して減少しました。PC向けの販売が減少したことが主な要因です。

その他の売上高は、前年同期と比較して減少しました。センサ・アクチュエータの増収が、一部製品の終息による電源製品の減収を補うことができませんでした。

記録デバイス製品区分は「HDD用ヘッド」、「その他」の2つで構成されます。

当製品区分の当第2四半期連結会計期間における売上高は、77,624百万円(前年同期86,504百万円、前年同期比10.3%減)となりました。

HDD用ヘッドの売上高は前年同期と比較して減少しました。HDDの生産台数が増加していることに伴い、HDD用ヘッドの需要も増加しています。それに伴いHDD用ヘッドの販売数量は増加しましたが、価格下落及び米ドルに対する円高の影響を受け売上高は減少しました。

その他の売上高は、前年同期と比較して増加しました。2007年11月に子会社化したHDD用サスペンション事業の売上高が、当期から寄与したことが主な要因です。

その他電子部品製品区分は、上記3製品区分を除く電子素材部品部門すべての製品を含みます。代表的な製品は<電波暗室>、<メカトロニクス(製造設備)>及び<エナジーデバイス(二次電池)>です。

当製品区分の当第2四半期連結会計期間における売上高は、25,281百万円(前年同期18,953百万円、前年同期比33.4%増)となりました。エナジーデバイス及びその他新製品の売上高が前年同期比で増加しました。

記録メディア製品部門は、<オーディオ・ビデオテープ>、<光メディア>及び<その他>の3つで構成されます。平成19年8月にTDKブランド記録メディア販売事業を譲渡したことにより、記録メディア製品の売上高が減少しました。この結果、当第2四半期連結会計期間における記録メディア製品の売上構成比は10%未満となったため、記録メディア製品部門の業績の状況に係る記載を省略しております。

地域別売上高の状況は、国内においては前第2四半期連結会計期間の37,324百万円から16.6%減の31,143百万円となりました。電子材料を除く3製品区分で売上高が減少しました。

米州地域においては、前第2四半期連結会計期間の26,212百万円から16.1%減の21,999百万円となりました。記録デバイスを除く3製品区分で売上高が各々減少しました。

欧州地域においては、前第2四半期連結会計期間の14,869百万円から20.3%減の11,847百万円となりました。4製品区分すべての売上高が減少しました。

アジア他の地域においては、前第2四半期連結会計期間の147,984百万円から4.8%減の140,925百万円となりました。その他を除く3製品区分の売上高が各々減少しました。

この結果、海外売上高の合計は、前年同期の189,065百万円から7.6%減少の174,771百万円となり、連結売上高に対する海外売上高の比率は、前年同期の83.5%から1.4ポイント増加し84.9%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計期間末と比較して現金及び現金同等物が7,512百万円、たな卸資産が5,429百万円、投資が75,793百万円及び有形固定資産が32,199百万円それぞれ増加し、資産合計は前連結会計期間末と比較して127,762百万円増加しました。

負債は、前連結会計期間末と比較して短期借入債務が108,548百万円及び仕入債務が6,762百万円それぞれ増加したことにより、負債合計は前連結会計期間末と比較して116,302百万円増加しました。短期借入債務の増加は、主としてEPCOS AGの株式取得に伴う資金調達によるものです。

株主資本は、前連結会計期間末と比較してその他の利益剰余金が2,148百万円及びその他の包括利益(△損失)累計額が8,434百万円それぞれ増加したため、株主資本合計は前連結会計期間末と比較して11,612百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末と比較して12,197百万円減少し173,617百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得たキャッシュ・フローは、前年同期と比較して11,720百万円増加し31,594百万円となりました。四半期純利益は11,182百万円減の7,422百万円、減価償却費は3,467百万円増の20,426百万円となりました。資産負債の増減において、売上債権が20,250百万円、仕入債務が6,337百万円、未払費用等が5,998百万円それぞれ減少しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用したキャッシュ・フローは、前年同期と比較して103,075百万円増加し116,604百万円となりました。固定資産の取得が20,517百万円増の36,589百万円、短期投資の売却及び償還の減少10,805百万円、関連会社の取得の増加74,953百万円がそれぞれ増加要因となっている一方、短期投資の取得の減少5,076百万円が減少要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期の支出から当第2四半期連結会計期間は収入に転じ、その変動額は77,881百万円となりました。前年同期は短期借入債務の減少(純額)503百万円等で860百万円の支出でしたが、当第2四半期連結会計期間は、主としてEPCOS AG株式の取得目的で資金調達を行ったことによる短期借入債務の増加(純額)77,124百万円等で77,021百万円の収入となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は13,889百万円(売上高比6.7%)であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備の新設等がありました。これにより、秋田工場（秋田県にかほ市）他秋田県内4工場の設備の状況は、次のとおりであります。

電子素材部品部門

提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具他	土地 (面積千㎡)	建設仮勘定	合計	
秋田工場 (秋田県にかほ市) 他秋田県内4工場	電子材料、 電子デバイ ス製造	22,702	50,378	2,849 (512)	3,893	79,822	1,403

(注) 帳簿価額「機械装置及び運搬具他」には工具器具及び備品を含めております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において計画中であった設備の新設、改修等に係る投資予定金額は、70,000百万円でありましたが、85,000百万円に見直しております。これらの投資予定金額に消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,590,659	129,590,659	東京証券取引所(市場第一部) ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所	—
計	129,590,659	129,590,659	—	—

- (注) 1. ニューヨーク証券取引所は預託証券の形式により上場をしております。ロンドン証券取引所は原株の振替決済方式により上場をしております。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,056
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,954
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,954 資本組入額 3,477
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,420
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,147
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,147 資本組入額 4,074
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成17年6月29日定時株主総会決議（株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	194
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成17年7月1日から平成20年6月30日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成20年7月1日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成20年6月30日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日から15日間。</p> <p>③ 平成20年7月1日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	871
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,134
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月1日 至 平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,134 資本組入額 4,067
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会承認及び取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	108
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。)のいずれの地位をも喪失した場合。</p> <p>当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>(ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。</p> <p>当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成18年6月29日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。)のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成18年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	961
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,072
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月1日 至 平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,048 資本組入額 5,524
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成18年6月29日定時株主総会承認に基づく平成19年5月15日取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。 (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 平成19年6月28日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>(ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,109 資本組入額 7,055
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6（2）回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,083 資本組入額 7,042
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧ 平成18年6月29日定時株主総会承認に基づく平成20年5月28日取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月6日 至 平成40年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,968 資本組入額 2,984
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成20年7月6日から平成23年7月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成23年7月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成23年7月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。 (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成23年7月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑨ 平成20年6月27日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月6日 至 平成40年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,968 資本組入額 2,984
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成20年7月6日から平成23年7月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成23年7月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成23年7月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>(ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成23年7月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑩ 平成20年6月27日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	987
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	98,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	6,837
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月1日 至 平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 7,792 資本組入額 3,896
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	129,590,659	—	32,641	—	59,256

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	11,571	8.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,130	8.59
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	6,250	4.82
ナッツ クムコ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	アメリカ合衆国 ニューヨーク (東京都品川区東品川2-3-14)	5,924	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	4,759	3.67
モルガン ホワイトフライヤーズ エクイティ デイリヴェイティブ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	アメリカ合衆国 デラウェア (東京都中央区日本橋兜町6-7)	4,304	3.32
ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店	東京都港区六本木1-6-1	2,830	2.18
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン) リミテッド (ビーエヌピーパリバ証券会社)	東京都千代田区丸の内1-9-1	2,471	1.91
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2-11-1	2,380	1.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	2,140	1.65
計	—	53,758	41.48

(注) 1. 松下電器産業株式会社は、平成20年10月1日にパナソニック株式会社に商号変更しております。

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者5社から、平成20年8月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年8月11日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	675,372	0.52
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,614,800	2.02
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	1,509,074	1.16
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,153,400	0.89
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3-2-15	544,100	0.42
計	—	6,496,746	5.01

3. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成20年9月5日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年8月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国 サンディエゴ	6,533,249	5.04
計	—	6,533,249	5.04

4. J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者3社から、平成20年10月6日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年9月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	4,556,000	3.52
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	アメリカ合衆国 デラウェア	4,495,523	3.47
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	180,022	0.14
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド	英国 ロンドン	802,968	0.62
計	—	10,034,513	7.74

5. 野村証券株式会社及びその共同保有者2社から、平成20年10月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年9月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	2,066,379	1.59
NOMURA INTERNATIONAL PLC	英国 ロンドン	4,974	0.00
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	7,516,400	5.80
計	—	9,587,753	7.40

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 611,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 128,918,700	1,289,187	—
単元未満株式	普通株式 60,959	—	—
発行済株式総数	129,590,659	—	—
総株主の議決権	—	1,289,187	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
TDK株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	611,000	—	611,000	0.47
計	—	611,000	—	611,000	0.47

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	7,150	7,340	7,410	6,730	7,050	6,340
最低（円）	5,670	6,670	6,330	6,100	5,960	4,890

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国において一般に認められた企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

なお、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び現金同等物		173,617	166,105
売上債権		160,913	157,118
たな卸資産	注2	94,245	88,816
その他の流動資産		52,188	50,781
流動資産合計		480,963	462,820
投資		144,507	68,714
有形固定資産		299,348	267,149
のれん及びその他の無形固定 資産		94,525	93,342
その他の資産		43,952	43,508
資産合計		1,063,295	935,533

		当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(負債、少数株主持分及び資本の部)			
流動負債			
短期借入債務		117,446	8,898
一年以内返済予定の長期借入債務		200	294
仕入債務		83,153	76,391
未払費用等		68,205	63,834
未払税金		2,365	7,660
その他の流動負債		7,133	4,884
流動負債合計		278,502	161,961
固定負債			
長期借入債務 (一年以内返済予定分を除く)		157	152
未払退職年金費用		34,254	33,990
繰延税金負債		5,873	5,998
その他の固定負債		12,788	13,171
固定負債合計		53,072	53,311
負債合計		331,574	215,272
少数株主持分		3,532	3,684
資本			
資本金		32,641	32,641
(授權株式数)		(480,000,000)	(480,000,000)
(発行済株式総数)		(129,590,659)	(129,590,659)
資本剰余金		64,113	63,887
利益準備金		20,060	19,510
その他の利益剰余金		690,867	688,719
その他の包括利益 (△損失) 累計額		△73,149	△81,583
自己株式		△6,343	△6,597
(自己株式数)		(611,041)	(634,923)
資本合計		728,189	716,577
負債、少数株主持分及び資本合計		1,063,295	935,533

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

		当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
売上高			396,537
売上原価			307,556
売上総利益			88,981
販売費及び一般管理費			74,600
営業利益			14,381
営業外損益			
受取利息及び受取配当金		2,177	
支払利息		△278	
為替差(△損)益		△1,758	
その他		304	
営業外損益合計			445
税引前四半期純利益			14,826
法人税等			3,238
少数株主損益前 四半期純利益			11,588
少数株主損益			△280
四半期純利益			11,868
1株当たり指標			
四半期純利益:	注6		
基本			92.02円
希薄化後			91.97円
現金配当金			70円

【第2四半期連結会計期間】

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
売上高			205,914
売上原価			159,141
売上総利益			46,773
販売費及び一般管理費			37,785
営業利益			8,988
営業外損益			
受取利息及び受取配当金		1,059	
支払利息		△199	
為替差(△損)益		△1,060	
その他		461	
営業外損益合計			261
税引前四半期純利益			9,249
法人税等			1,898
少数株主損益前 四半期純利益			7,351
少数株主損益			△71
四半期純利益			7,422
1株当たり指標			
四半期純利益:	注6		
基本			57.55円
希薄化後			57.51円
現金配当金			- 円

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純利益		11,868
営業活動による純現金収入との 調整		
減価償却費		38,824
資産負債の増減		
売上債権の減少(△増加)		△1,149
たな卸資産の減少(△増加)		△4,459
仕入債務の増加(△減少)		4,814
未払費用等の増加(△減少)		△1,005
その他の資産負債の増減(純 額)		△3,745
その他		693
営業活動による純現金収入		45,841
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得		△67,716
短期投資の売却及び償還		1,212
短期投資の取得		△5,909
有価証券の売却及び償還		4,155
有価証券の取得		△823
関連会社の取得		△74,953
その他		1,175
投資活動による純現金支出		△142,859
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入債務の返済額		△207
短期借入債務の増減(純額)		108,503
自己株式の取得		△10
配当金支払		△9,027
その他		117
財務活動による純現金収入		99,376
為替変動による現金及び現金同等物 への影響額		5,154
現金及び現金同等物の増加		7,512
現金及び現金同等物の期首残高		166,105
現金及び現金同等物の四半期末残高		173,617

注記事項

(注1) 重要な会計方針の概要

(1) 連結方針

当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、米国において一般に認められた会計原則（会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等）に基づいて作成しており、すべての子会社、及び米国財務会計基準審議会の解釈指針第46号改訂「変動持分事業体の会計」に基づき、当社が主たる受益者となる変動持分事業体を含んでおります。すべての重要な連結会社間債権債務及び取引は、連結上相殺消去されております。

20%以上50%以下の持分を所有し、当社が被投資会社の経営及び財務状況に重要な影響を及ぼすと判断された投資は、持分法により評価しております。すべての重要な持分法適用会社からの未実現利益は、連結上消去されております。

また、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しており、米国財務会計基準審議会基準書第131号に基づくセグメント別財務報告は作成しておりません。

当社は、昭和49年7月に米国預託証券を発行するに当たり、米国式連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しました。昭和51年7月ナスダックに株式を登録し、昭和57年6月に米国預託証券をニューヨーク証券取引所に上場しました。

なお、米国において一般に認められた会計原則による場合に、我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に準拠した場合と異なるもので主要なものは次のとおりであります。

(イ) 現金及び現金同等物は、短期の売戻し条件付有価証券を含んでおります。

(ロ) 連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部の下部（資本の部の上部）に独立項目として表示しております。

(ハ) 退職給付及び年金制度については、米国財務会計基準審議会基準書第87号「事業主の年金会計」及び同基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂に基づき、従業員への給付額に係る期間純年金費用を、従業員の勤務期間に認識する方法によっております。

(ニ) 新株引受権付社債の発行額のうち、新株引受権の対価であるとみなされた金額は、資本剰余金に計上しております。また、社債発行差額からは通貨スワップによる差益を控除し、控除後の金額は社債の期間にわたって利息法で償却しております。

(ホ) のれん及びその他の無形固定資産については、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、少なくとも年に一度、あるいは減損の兆候があった場合はより頻繁に減損のテストを行っております。

(2) 新会計基準の適用

公正価値の測定

平成20年4月より、米国財務会計基準審議会は基準書第157号「公正価値の測定」を適用しております。当基準書は公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。当基準書は、公正価値の定義について「交換の対価」という概念を引き続き用いるものの当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは債務を移転する場合の市場取引価格であることを明確にし、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特有の価値ではないことを強調しております。また、測定するための枠組みとして公正価値を階層化するとともに、公正価値を測定した資産及び負債について開示の拡大を要求しております。当基準書の適用による当社の連結上の財政状態及び経営成績への重要な影響はありません。なお、当基準書が求める開示については記載を省略しております。

確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂を発行しました。基準書第158号は、年金資産の公正価値及び給付債務の測定日を年度末貸借対照表日とすることを要求しており、当社は当基準書を平成20年4月1日より適用しました。当基準書の適用に係る会計処理については、当連結会計年度末に実施する予定としております。

(3) 今後適用となる新会計基準

平成19年12月に、米国証券取引委員会は職員会計公報第110号を発行しました。職員会計公報第110号は、基準書第123号改訂に規定されたストックオプションの予想残存期間の推定方法に係る簡便法の適用について、職員会計公報第107号における見解を修正しております。当社は、職員会計公報第110号により修正された同第107号に従って、過去の情報から想定される行使期間の推定を合理的に行うことが可能となるまで、今後も簡便法による推定を継続します。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第141号改訂（平成19年改訂）「企業結合」を発行しました。基準書第141号改訂は、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得したのれんの認識及び測定に関する基準及び要求を規定しております。また基準書第141号改訂は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要求を規定しております。基準書第141号改訂は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第141号改訂が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また基準書第160号は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第160号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

(4) 組替

当四半期連結財務諸表の表示に合わせるため、過年度の連結財務諸表の組替を行っております。

(注2) たな卸資産

平成20年9月30日及び平成20年3月31日現在のたな卸資産は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
製品	38,209	34,856
仕掛品	24,736	23,070
原材料	31,300	30,890
合計	94,245	88,816

(注3) 退職年金費用

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間における期間純年金費用は、以下の項目から構成されております。

	(単位 百万円)	
	当第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結会計期間
勤務費用	3,252	1,628
予測給付債務の利息費用	2,245	1,125
年金資産の期待運用収益	△2,594	△1,299
未認識純損失の償却	634	312
未認識過去勤務債務の償却	△1,011	△507
合計	2,526	1,259

(注4) 包括利益(△損失)

当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間における包括利益(△損失)は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)	
	当第2四半期連結 累計期間	当第2四半期連結 会計期間
四半期純利益	11,868	7,422
その他の包括利益(△損失) (税引後)		
外貨換算調整勘定	9,028	△11,778
有価証券未実現利益(△損失)	△282	△1,824
年金債務調整勘定	△312	△75
包括利益(△損失)	20,302	△6,255

(注5) 偶発債務

当社及び一部の子会社は、従業員の借入金に対する債務保証を行っております。保証の対象は住宅購入のための借入資金であり、仮に従業員が債務不履行に陥った場合は当社が代位弁済を求められることとなります。

平成20年9月30日及び平成20年3月31日現在、債務不履行が発生した場合、当社が負担する割引前最高支払額は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
会社の従業員の借入金に対する保証債務	4,629	4,764

なお、平成20年9月30日現在、当社が行った債務保証に対して見積公正価額に基づき計上した負債額は重要ではありません。

また、上記の他に当社及び一部の子会社に対して、係争中の案件があります。しかし顧問弁護士の意見も参考にして、当社の経営者は、当社の連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与える追加債務はないと考えております。

(注6) 1株当たり四半期純利益

基本及び希薄化後1株当たり四半期純利益の計算における分子及び分母の調整は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結 累計期間	当第2四半期連結 会計期間
四半期純利益(百万円)	11,868	7,422
加重平均発行済普通株式数－基本(千株)	128,968	128,976
ストック・オプションによる希薄化効果(千株)	70	80
加重平均発行済普通株式数－希薄化後(千株)	129,038	129,056
1株当たり四半期純利益(円)：		
基本	92.02	57.55
希薄化後	91.97	57.51

(注7) 重要な後発事象

当社は、平成20年7月31日開催の取締役会において、ドイツの電子部品メーカーEPCOS AGと事業統合契約を締結することを決議し、同日締結しました。

当社とEPCOS AGは、これまで同じ電子部品事業を営んできている中、製品分野及びマーケットにおける重複部分がほとんど無く互いに補完する関係にあるため、EPCOS AGとパートナーシップを結ぶことにより、強力なシナジーを獲得することを事業統合の目的としております。

当社はEPCOS AGのすべての発行済株式を対象として、1株当り17.85ユーロで現金による公開買付をEPCOS AGの株主に対し実施しました。

当社は公開買付実施以前にEPCOS AG株式を市場で買い進め、平成20年9月末時点で29,792,000株(所有割合44.85%)を取得しており、第2四半期連結会計期間において持分法適用関連会社としました。初回の公開買付(平成20年8月25日から同10月7日まで)では23,890,050株(所有割合35.96%)を取得価額426百万ユーロで取得し、公開買付の決済日である平成20年10月17日時点で公開買付以外の取得分もあわせて所有割合は84.31%となりました。その結果、EPCOS AGは当社の連結子会社となりました。また、追加の公開買付(平成20年10月14日から同10月27日まで)をドイツ法令に基づき実施し、6,354,851株(所有割合9.57%)を取得価額113百万ユーロで取得しました。これらの株式取得により、平成20年11月10日現在の所有株式総数は62,675,734株(所有割合94.35%)、取得価額の総額は1,086百万ユーロとなっております。取得資金については、手持現金及び外部借入金を充当しております。

株式公開買付の成立を受け、当社は受動部品事業の分割に着手する予定であります。平成21年6月開催の定時株主総会における承認を条件として、当社の分割した受動部品事業を運営するために新設するTDK E. P. コンポーネンツ株式会社(仮称)の事業とEPCOS AGの事業を平成21年10月を目標に事業統合する予定としております。

(注8) セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

事業区分につきましては、従来、「電子素材部品」と「記録メディア製品」に区分表示しておりましたが、平成19年8月にTDKブランド記録メディア販売事業を譲渡した結果、全セグメントの売上高の合計額、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去または は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	36,559	11,508	10,064	147,783	205,914	—	205,914
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	47,807	12,162	599	11,627	72,195	△72,195	—
計	84,366	23,670	10,663	159,410	278,109	△72,195	205,914
営業費用	88,119	19,018	11,433	149,425	267,995	△71,069	196,926
営業利益（△損失）	△3,753	4,652	△770	9,985	10,114	△1,126	8,988

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去または は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	74,692	23,265	20,443	278,137	396,537	—	396,537
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	93,736	22,267	976	23,267	140,246	△140,246	—
計	168,428	45,532	21,419	301,404	536,783	△140,246	396,537
営業費用	173,953	39,753	22,177	284,479	520,362	△138,206	382,156
営業利益（△損失）	△5,525	5,779	△758	16,925	16,421	△2,040	14,381

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 米州……………米国

(2) 欧州……………ドイツ

(3) アジア他………香港、中国、フィリピン、台湾、タイ

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	21,999	11,847	140,925	174,771
II 連結売上高（百万円）				205,914
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.7	5.8	68.4	84.9

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	44,589	23,998	264,342	332,929
II 連結売上高（百万円）				396,537
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.2	6.1	66.7	84.0

（注）1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国または地域

(1) 米州……米国

(2) 欧州……ドイツ、スウェーデン、ハンガリー、イギリス

(3) アジア他……香港、中国、台湾、シンガポール、フィリピン

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

2 【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……9,029百万円

(ロ) 1株当たりの金額……70円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成20年12月8日

（注）平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

T D K株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 尚 己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT D K株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)参照）に準拠して、T D K株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

追記情報

四半期連結財務諸表注記事項（注7）重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月17日に持分法適用関連会社であるE P C O S A G の株式を公開買付により追加取得し、連結子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。